

令和元年6月2日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K17021

研究課題名(和文) 共同担保概念に見る人的信用の仕組みの研究 フランスの資産論を通じて

研究課題名(英文) The notion of "gage commun" : study referring to the notion of "patrimoine" in France

研究代表者

瀬戸口 祐基 (Setoguchi, Yuki)

神戸大学・法学研究科・准教授

研究者番号：20707468

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本法上の共同担保概念の意義を明らかにすることを目的とするものである。このために、本研究では、日本法上の共同担保概念が由来するフランス法を参照することとした。具体的には、フランスにおいて「資産(patrimoine)」概念をめぐる展開した議論について検討を進めた。この結果、日本法上の共同担保概念が、債権者の強制執行による金銭債権の実現可能性が債務者の法主体としての振舞いに依存するという原則を示すものであることが明らかとなるとともに、様々な法制度との関係で、この原則を民法上の基本原則として位置づけた上での分析を行うべきことが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

金銭債権を有する債権者は、債務者が債務を履行しない場合には、強制執行という手段を利用することによって、満足を得られることとなっている。本研究の成果は、この手段の実効性が、債務者の法主体としての振舞いに依存すること、具体的には、債務者が法的な意味での「人」としてどのような財産を持ち債務を負うかに応じて時々刻々と変化することが、民法上の基本原則の一つとして位置づけられることを明らかにしたことにある。これにより、この基本原則と関係する様々な法制度を新たな視点の下で分析し、これらの法制度を整合的に運用・構築し、より適切で予測可能性の高い社会的な仕組みを構想する可能性が高まったものと考えられる。

研究成果の概要(英文)：The objective of this study is the clarification of the importance of the notion of "gage commun" in Japan. For this purpose, we have referred to the French law which is the origin of this notion. The main subject of this comparative study of law is the controversy about the notion of "patrimoine".

As a result, we have found that the notion of "gage commun" implicate the principle of the dependence of the possibility of debt collection by execution on the behavior of the debtor as a legal person. It has also become clear that we have to be aware of the relationship between some legal systems and this principle, which must be considered to be a principle of Japanese civil law.

研究分野：民法学

キーワード：共同担保 一般財産 責任財産 資産 patrimoine 法主体 民法上の原則

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本では、金銭債権を有する者が強制執行の対象とすることができる財産のことを、「共同担保」と呼ぶことがある。この呼称は旧民法債権担保編1条に由来するものであるところ、同条は、強制執行の時点で債務者に帰属するあらゆる財産が共同担保となることを原則として定めていた。同条に相当する規定は現行民法典には存在しないが、この原則は、現在に至るまで当然のものとして受けとめられており、現行民法典においても、暗黙のうちに受け継がれていると考えられる。しかし、日本では、共同担保概念が示すこの原則の意義それ自体が正面から検討の対象とされることは少なかった。

これに対し、旧民法債権担保編1条が由来するフランス法においては、上記の原則をめぐり、19世紀以降、活発な議論が行われてきた。そしてその過程において、この原則が、民法上の様々な制度に関わるものであることが認識されてきた。このようなフランス法における動向は、共同担保概念が示す上記の原則に、従来日本においてはあまり意識されてこなかった重要な意義が備わっていることを示唆するものである。

2. 研究の目的

1. で示した背景の下、本研究では、フランス法における議論を参照することで、日本法上の共同担保概念が含意する旧民法債権担保編1条が定めていた原則の意義を再確認することを、研究の目的として定めることとした。

具体的には、フランス法の下で共同担保概念と密接に関係するものとして定式化された「資産(patrimoine)」概念をめぐる議論の検討を通じて、日本法の下で共同担保概念が含意する上記の原則が、債権者の強制執行による金銭債権の実現可能性が債務者の法主体としての振舞いに依存することを表現するものであることを明らかにするとともに、上記の原則が示すこうした内容が、民法上の様々な制度において前提とされていることを明らかにすることを目指した。

3. 研究の方法

(1) 概要

2. で示した目的を果たすために、本研究では、フランス法の下での資産概念をめぐる展開を時系列順に検討した上で、そこから得られる検討結果の日本法への妥当可能性を探るという方法を採用した。その具体的手順は、次の通りである。

(2) 19世紀半ばから20世紀前半にかけてのフランスにおける議論の検討

まず、フランスにおける議論の出発点となる、19世紀半ば以降に定式化されたオーブリーとローの理論と、これに批判的な立場から20世紀初頭に提示されたガゼンの理論とを、対比的に検討した上で、両理論がそれぞれどのような欠点を有しているのかを明らかにした。

(3) 20世紀後半から21世紀初頭にかけてのフランスにおける議論の検討

次に、こうした両理論の不十分性を意識してこれを克服するべく20世紀後半から21世紀初頭にかけて出現したいくつかの理論を検討し、共同担保概念が含意する原則との関係でこれらの理論がどのような新しい視点を提示しているのかを確認した。

(4) 近時のフランスにおける立法の検討

その後、資産概念をめぐる議論と直接関係する、近時フランスにおいて立法化された、フィデュシ(fiducie)制度と有限責任個人事業者(EIRL)制度をとりあげ、(3)で抽出された視点の下でこれらの制度がどのように評価されるのかを分析した。

(5) フランス法の総括と日本法への反映

そして、以上のフランス法についての検討結果を踏まえたときに、現在のフランス法の下で共同担保概念が含意する原則はどのように位置づけられるのかを明らかにした上で、同原則が、日本法上もフランス法におけるのと同様の位置づけを得られるのかを検証する形で、日本法の下での同原則の意義を確定する作業を行った。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

概要

本研究の主な成果は、債権者の強制執行による金銭債権の実現可能性が債務者の法主体としての振舞いに依存することを、民法上の原則の一つとして位置づけるべきことを明らかにしたことにある。その具体的な意義は、次の通りである。

共同担保概念と法主体概念との間の関係性の指摘

債権者が強制執行により金銭債権を実現しようとする場合、その時点で債務者に帰属するあらゆる財産が、共同担保として強制執行の対象となるのが原則である。本研究の第1の成果は、この原則が含意する内容として、債権者の共同担保に対する強制執行の実効性が債務者の法主体としての振舞いに依存することを明らかにした点にある。すなわち、債務者が法主体としてどのような財産を持ちまたどのような債務を負うかに応じて、債権者の強制執行による金銭債権の実現可能性が流動的に変化することを明らかにした点に、本研究の成果の一つが見出される。

民法上の諸制度における前提性の指摘

また、債権者の強制執行による金銭債権の実現可能性が債務者の法主体としての振舞いに依存するということが、担保制度や相続制度といった、民法上の様々な制度において当然の前提とされていることを明らかにしたことも、本研究の成果の一つに数え上げることができる。言い換えれば、上記の研究成果により明らかとなった内容が、民法上の原則の一つとして位置づけられることを示したことが、本研究の第2の成果として位置づけられる。

原則と例外との間の関係性の指摘

そして、この民法上の原則がそのままの形では妥当しない信託制度のような制度を、同原則に対する例外として位置づけられることを示したことが、本研究の第3の成果として挙げられる。これにより、例外として位置づけられる制度が同原則を前提とする諸制度との関係で調整を要するものであることが明らかになるとともに、例外をこうした調整により同原則と矛盾しないものとして位置づけることが可能であることが判明した。

(2) 研究成果の位置づけとインパクト

研究成果の位置づけ

債権者が強制執行により金銭債権を実現しようとする場合において、強制執行の時点で債務者に帰属するあらゆる財産が、債権者の共同担保として、強制執行の対象となりうるという原則自体は、従来も一般に認識されてきたことである。しかし、この原則に民法上どのような意義が見出されるのかについては、日本ではこれまでは必ずしも十分な議論が行われてこなかった。そうした中、上記(1)の通り、この原則の民法上の意義を様々な角度から示した点に、本研究の成果の特徴を見出すことができる。

また、本研究は、フランスにおける資産概念をめぐる議論から導かれる視点を日本法上の分析に取り入れるものであるところ、その過程でフランス法について扱った素材のうち、特に上記3(3)及び(4)の内容は、フランスにおいても必ずしも十分な検討が進められてこなかった領域に属する。このため、上記(1)の成果の前提となるものとして得られたフランス法についての検討結果それ自体も、新規性を有するものということができる。

研究成果のインパクト

本研究により、上記(1)の通り、債権者の強制執行による金銭債権の実現可能性は債務者の法主体としての振舞いに依存するというのが民法上の原則であるという視点が得られたことで、この視点の下で民法上の諸制度を見直すことができるようになった。また、この視点を通じて民法上の諸制度相互の関係性を明らかにし、これにより制度間の整合性を高めるための解釈論・立法論を展開することも、より容易になったものと考えられる。

なお、本研究が扱ったフランス法上の資産概念は、フランス法上の様々な場面で用いられる基本概念の一つである。このため、本研究が行ったフランスにおける資産概念をめぐる議論についての整理は、広く今後のフランス法の研究を促す側面をも有していると考えられる。

(3) 今後の展望

今後は、(2) で示した観点にしたがって、本研究で得られた視点に基づいた個別の民法上の問題についての具体的な検討を進めていく予定である。

また、本研究では、債権者が債務者の財産との間で一般的に有する関係性について、民事執行手続上の規律に注目して検討を進めてきた。今後は、この問題と連続性を有するものとして、物的担保を有する債権者が担保目的財産との間で有する関係性について、民事執行手続上の規律に注目して検討を進めていくことも予定している。そして、その成果を本研究の成果と組み合わせることで、より幅広い観点から、民事執行手続上の規律に注目したときの債権者の民法上の地位を明らかにすることを目指す。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計9件)

瀬戸口 祐基、共同担保概念の民法上の意義 フランスにおける資産(patrimoine)概念をめぐる議論を通じた考察(六・完) 法学協会雑誌、査読無、135巻11号、2018、2551 - 2615

瀬戸口 祐基、共同担保概念の民法上の意義 フランスにおける資産(patrimoine)概念をめぐる議論を通じた考察(五) 法学協会雑誌、査読無、135巻9号、2018、2097 - 2165

瀬戸口 祐基、共同担保概念の民法上の意義 フランスにおける資産(patrimoine)概念をめぐる議論を通じた考察(四) 法学協会雑誌、査読無、135巻7号、2018、1599 - 1684

瀬戸口 祐基、共同担保概念の民法上の意義 フランスにおける資産(patrimoine)概念をめぐる議論を通じた考察(三) 法学協会雑誌、査読無、135巻5号、2018、1030 - 1106

瀬戸口 祐基、共同担保概念の民法上の意義 フランスにおける資産(patrimoine)概念をめぐる議論を通じた考察(二) 法学協会雑誌、査読無、135巻3号、2018、403 - 478

瀬戸口 祐基、共同担保概念の民法上の意義 フランスにおける資産(patrimoine)概念をめぐる議論を通じた考察(一) 法学協会雑誌、査読無、135巻1号、2018、1 - 72

6. 研究組織

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。